

令和 7 年度 施 工							
工 事 () 設 計 書							
工 事 場 所	鳥取市 香取 地内						
工 事 名	若葉台No. 3配水池屋上防水改修工事						
工 期	着 工 令 和 年 月 日			完 成 令 和 年 月 日			

変 更 設 計 金 額

工 事 金

円

元 設 計 金 額

＜ 理 由 ＞		
ドーム部の経年劣化による修繕工事。		
＜ 概 要 ＞		
防水工		
ケレン	110m2	
高圧洗浄	110m2	
改修ドレン	2箇所	
下地調整	110m2	
ウレタンゴム系塗膜防水	110m2	
壁面シーリング	43m	
塗装工		
高圧洗浄	62m2	
下地調整	62m2	
防水複層塗材	62m2	
改修工		
階段撤去	1箇所	
既存ドレン撤去	2箇所	
溶融亜鉛メッキ鋼板階段設置	1箇所	

積 算 情 報 表

(0751400601-0)

P. 4

項 目	内 容	項 目	内 容
積算区分	実施		
変更回数	当初		
積算基準パ ターン	48:令和7年度国交省基準(R7.6適用) (消費税10%)		
設計年度	令和07年度		
単価適用地区	03 鳥取市		
単価適用日付	令和07年08月01日 (06)		
適用率	03 構造物工事 (浄水場等)		
前払金支出割合区分	3 5 %を超え 4 0 %以下		
共通仮設費補正	補正しない		
週休2日補正	1 : 月単位の週休 2 日		
(週休2日) 交替制工事	なし		
(週休2日) 共通仮設費係数	1. 01		
(週休2日) 現場管理費係数	1. 02		
(週休2日) 機械経費係数	0		
(週休2日) 労務単価係数	1. 02		
(週休2日) 市場単価係数	適用する		
現場環境改善費	計上しない		
現場環境改善費地域			
現場管理地域補正	補正しない		
熱中症対策補正	なし		
契約保証費率	金銭的保証		
豪雪補正	補正有		

本 工 事 内 訳 表

費 目	工 種	種 別	細 別	規 格	単位	数 量	単 価	金 額	摘 要
	直接工事費				式	1			
	共通仮設費				式	1			
		処分費等			式	1			
		処分費等対象額			式	1			
		処分費等（3%超過分）			式	1			
		対象額			式	1			
		率計算分			式	1			
	純工事費				式	1			
	現場管理費				式	1			
		対象額			式	1			

本 工 事 内 訳 表

費 目	工 種	種 別	細 別	規 格	単位	数 量	単 価	金 額	摘 要
		率計算分			式	1			
	工事原価				式	1			
	一般管理費等				式	1			
		一般管理費			式	1			
			対象額		式	1			
			率計算分		式	1			
		契約保証費			式	1			
	工事価格				式	1			
		消費税等相当額			式	1			
	本工事費				式	1			

本 工 事 内 訳 表

費 目	工 種	種 別	細 別	規 格	単位	数 量	単 価	金 額	摘 要
	防水工				式	1			
		ケレン		カップ掛け（集塵機付き）	m2	110			
		高圧洗浄		10～15Mpa	m2	110			
		改修ドレン		φ100、ストレーナ込	箇所	2			※材工共
		下地調整		C-2、カチオン系ポリマーセメント	m2	110			※材工共
		ウレタン防水		X-2（ドーム、通気孔）	m2	110			※材工共
		ウレタン防水		X-2（外周立上り200mm程度）	m2	7			※材工共
		壁面シーリング撤去・打替		MS-2（15×15程度）	m	43			※材工共
	塗装工				式	1			
		高圧洗浄		10～15Mpa	m2	62			

本 工 事 内 訳 表

費 目	工 種	種 別	細 別	規 格	単位	数 量	単 価	金 額	摘 要
		下地調整		C-2、アクリルカチオン系エマ ルション	m2	62			※材工共
		防水型複層塗材E			m2	62			※材工共
	改修工				式	1			
		階段撤去		コンクリート, L0.8m×W0.5m× T0.5m程度	箇所	1			※処分費含む
		既存ドレン撤去			箇所	2			
		溶融亜鉛メッキ鋼 板階段設置		L0.8m×W0.5m×T0.5m程度	箇所	1			※材工共
	合 計								

若葉台No.3配水池屋上防水改修工事 数量計算書

屋上防水

規格	規格	計算式	数量	設計数量	備考
ウレタンゴム系塗膜防水 X-2	JIS A 6021	$2 \times \pi \times 11.00 \text{ m} \times 1.474 \text{ m}$	101.88 m ²		ドーム部
		$\pi \times 11.00 \text{ m} \times 0.20 \text{ m}$	6.91 m ²		立上部
		$1.2 \text{ m} \times 1.2 \text{ m} \times 2 - 0.7 \text{ m} \times 0.7 \text{ m} + 1.2 \text{ m} \times 0.1 \text{ m} \times 4$	2.87 m ²		通気孔
		$+(0.7 \text{ m} \times 0.7 \text{ m} - 0.4 \text{ m} \times 0.4) \times 4$	1.32 m ²		
		$0.9 \text{ m} \times 0.3 \text{ m} \times 4$	1.08 m ²		人孔
		$-(0.9 \text{ m} \times 0.9 \text{ m} + 0.7 \text{ m} \times 0.7 \text{ m})$	-1.3 m ²		通気孔・人孔控除
		$\Sigma =$	105.85 m ²	110 m ²	ドーム・通気孔等
		$\Sigma =$	6.91 m ²	7 m ²	立上り
			112.76 m ²	110 m ²	総面積
防水形複層塗材E	JIS A 6909		55.25 m ²		壁面部
		$\pi \times 5.70 \text{ m} \times 5.70 \text{ m} - \pi \times 5.50 \text{ m} \times 5.50 \text{ m}$	7.04 m ²		壁面天端部
		$\Sigma =$	62.29 m ²	62 m ²	

飾壁シーリング

規格	規格	計算式	数量	数量	備考
MS-2、15×15			42.97 m	43 m	

現場説明書

1

令和7年5月15日以降適用（鳥取市水道局）

仕様書	①この契約において適用する仕様書は特に定めのない限り「鳥取市水道局水道工事標準仕様書」とし、調達公告日時点で最新の仕様書によること。また、この仕様書に定めのない事項は、「鳥取県土木工事共通仕様書」によること。 ②鳥取県土木工事共通仕様書特記事項第2条の表1-1-1-9工事の下請負の項中「鳥取県調査基準価格及び最低制限価格等設定要領第5条」とあるのは、「鳥取市水道局建設工事低入札価格調査制度実施要領（平成11年11月15日制定）第4条」と読み替えるものとする。 ③鳥取県土木工事共通仕様書特記事項第2条の表1-1-1-35諸法令の遵守の項中「鳥取県暴力団排除条例（平成23年鳥取県条例第3号）」とあるのは「鳥取市暴力団排除条例（平成24年3月鳥取市条例第1号）」と読み替えるものとする。										
工程	①（他工事等との調整） _____については、_____と関連するので相互の連絡調整を密にすること。 ②（部分完成、着工保留） _____については、_____まで_____（すること、しないこと）。 ③（施工時間） 本工事の施工時間帯は、昼間施工（8：30～17：00）を見込んでいる。 _____の施工時間は、_____：_____～_____：_____とする。 ④（標準工期） 本工事における標準工期については以下の条件で算定している。また、余裕期間設定工事については実工期に余裕期間を加えたものを標準工期としている。 <table border="1" data-bbox="363 714 1430 880"> <thead> <tr> <th>項 目</th><th>適 用</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>工期の設定方法</td><td>標準工期算定式・標準作業量による積み上げ日数</td></tr> <tr> <td>本工事に使用する雨休率</td><td>0.88（R1～R5 5年間平均値）</td></tr> <tr> <td>休日・悪天候以外の作業不能日</td><td>日（令和 年 月 日～令和 年 月 日）</td></tr> <tr> <td>標準工期（全体工期）</td><td>80日（余裕期間含む・含まない）</td></tr> </tbody> </table> ⑤（余裕期間設定工事） 本工事は、鳥取市水道局余裕期間設定工事に係る実施要領の対象工事であり、工事開始日、前払金の請求、技術者の配置及びその他の取扱いについては、同要領の規定による。 標準工期については、④のとおりとする。 ⑥（鋼材の調達の遅れによる工期の延長） この工事の工期には、鋼材調達期間として、_____ヶ月を見込んでいるが、受注者の責に帰することができない事由により鋼材の調達が遅れ、工期内に工事を完成することができない場合は、その理由を明示した書面により、発注者に工期の延長変更を請求することができる。 ⑦（週休2日工事） 本工事は、鳥取市水道局「週休2日工事」実施要領の対象工事である。	項 目	適 用	工期の設定方法	標準工期算定式・標準作業量による積み上げ日数	本工事に使用する雨休率	0.88（R1～R5 5年間平均値）	休日・悪天候以外の作業不能日	日（令和 年 月 日～令和 年 月 日）	標準工期（全体工期）	80日（余裕期間含む・含まない）
項 目	適 用										
工期の設定方法	標準工期算定式・標準作業量による積み上げ日数										
本工事に使用する雨休率	0.88（R1～R5 5年間平均値）										
休日・悪天候以外の作業不能日	日（令和 年 月 日～令和 年 月 日）										
標準工期（全体工期）	80日（余裕期間含む・含まない）										
用地関係	①（用地、物件等未処理） 本工事区間の _____ には _____ があるので、監督員と打合せのうえ施工を行うこと。 なお、_____頃 _____ の予定である。										
支障物件	①（埋設物等の事前調査） 工事に係る地下埋設物等の事前調査については、〔未調査・（水道・下水道・電気・通信・ガス・その他 _____）について調査済み〕である。 事前調査済みのうち本工事区域内で埋設が確認されている地下埋設物等は、（水道・下水道・電気・通信・ガス・その他 _____）であるため、各管理者の立会を求めて埋設位置等の確認を行うこと。 その他埋設が想定される未調査の埋設物については事前に確認を行うとともに、管理者不明の埋設物等が確認された場合は、監督員に報告すること。 ②（支障物件） _____の施工に当って、_____が支障となっているが、_____までに移設が完了する見込である。 予定どおり処理できなかった場合は別途協議する。 ③（立木の置き場所） 工事用地内の立木は伐採し、_____に置くこと。										
公害対策	①（低騒音型・低振動型建設機械） 本工事のうち施工箇所：_____については、特に生活環境を保全する必要があるので、下記工種の施工に当たっては、低騒音型・低振動型建設機械の指定に関する規定（国土交通省告示、平成13年4月9日改正）に基づき指定された建設機械を使用するものとする。 該当工種：_____、施工機械：_____										

現場説明書

2

安全対策	①（交通安全施設等） 一般交通等に支障を及ぼさないよう十分注意して施工すること。なお、交通整理の配置人員及び必要日数として、以下のとおり見込んでいるが、警察等との協議により変更が生じた場合は別途協議すること。 交通誘導員A <u> </u>人 交替要員 <u> </u>人 1日あたり合計 <u> </u>人 配置日数 <u> </u>日 <u>工事全体合計</u> <u> </u>人・日 交通誘導員B <u> </u>人 交替要員 <u> </u>人 1日あたり合計 <u> </u>人 配置日数 <u> </u>日 <u>工事全体合計</u> <u> </u>人・日 警備業法に規定する警備員を配置する場合においては、交通誘導員A、交通誘導員Bの定義は以下のとおりとする。 交通誘導員Aとは、警備業法第2条第4項に規定する警備員であり、警備員等の検定等に関する規則第1条第4号に規定する交通誘導警備業務に従事する者で、交通誘導警備業務に係る1級検定合格警備員又は2級検定合格警備員をいう。また、交通誘導員Bとは、警備業法第2条第3項に規定する警備業者の警備員で交通誘導員A以外の交通の誘導に従事する者をいう。 なお、自社の従業員で交通整理を行う場合は、警備業法第14条で規定する以外の者とし、安全教育、安全訓練等を十分行うこと。この場合は交通誘導員Bを配置していることとみなす。
濁水処理	①（濁水処理） 工事で発生する濁水に対しては、濁水処理を行うものとし、その工法については、設計図書によるものとする。なお、これにより難しい場合は別途協議すること。 また、舗装の切断作業時に発生する排水の処理についても、舗装の切断作業時に発生する排水の処理について（平成29年10月3日付事務連絡生活環境課長通知）に基づいて適正に処理すること。 （参考URL https://www.pref.tottori.lg.jp/secure/1141896/120327hosousetudan.pdf） ②（千代川水系における濁水防止対策） 本工事は千代川水系内における工事であり、濁水防止対策等については、千代川漁業対策協議会事業調整会議において〔未調整・調整済み〕である。 なお、未調整工事については、<u> </u>までに調整を行う予定である。 工事の実施にあたっては、現場説明書8、9を遵守し、汚濁等の防止に努めること。
建設副産物の処理	【建設発生土（処理）】 工事現場から離れた場所に一定規模以上の一時的な土石の堆積を行う場合は宅地造成及び特定盛土等規制法（盛土規制法）の許可が必要となるため、適正に手続きを行うこと。 （参考URL https://www.city.tottori.lg.jp/www/contents/1701049600133/index.html） ①（他工事等流用） 建設発生土は <u> </u>市・町・村 <u> </u>地内の <u> </u> 工事現場に運搬（片道運搬距離 <u> </u>km）するものとする。 ②（建設技術センター） 建設発生土は <u> </u>市・町・村 <u> </u>地内のセンター事業所に運搬（片道運搬距離 <u> </u>km）するものとする。なお、処理費として1m3当り <u> </u>円（税抜き）をセンターに支払うこと。 センター事業所へ搬出する土砂の土質は、各事業所が指定している土質性状同等以上とすること。（土質性状（記載例）砂質土、コーン指数300kN/m2以上） ③（民間残土受入地） 建設発生土は <u> </u>市・町・村 <u> </u>地内の <u> </u>に運搬（片道運搬距離 <u> </u>km）するものとする。なお、処理費として1m3当り <u> </u>円（税抜き）を <u> </u>に支払うこと。 民間残土受入地へ搬出する土砂の土質は、各受入地が指定している土質性状同等以上とすること。（土質性状（記載例）砂質土、コーン指数 300kN/m2以上 ） ④（土質改良プラント） 建設発生土は <u> </u>市・町・村 <u> </u>地内の <u> </u>に運搬（片道運搬距離 <u> </u>km）するものとする。なお、処理費として1m3当り <u> </u>円（税抜き）を <u> </u>に支払うこと。 土質改良プラントへ搬出する土砂の土質は、各プラントが指定している土質性状同等以上とすること。（土質性状（記載例）砂質土、コーン指数 300kN/m2以上 ） 【コンクリート塊・アスファルト塊・建設発生木材（処理）】 ①（分別解体等） コンクリート塊、アスファルト塊、建設発生木材は、現場内において分別解体するものとする。 なお、その費用を下記のとおり見込んでいる。 コンクリート塊 1m3当り <u> </u>円（税抜き） アスファルト塊 1m3当り <u> </u>円（税抜き） 建設発生木材 1m3当り <u> </u>円（税抜き）

②(再資源化施設へ搬出)

コンクリート塊、アスファルト塊、建設発生木材等は、再生資源として、下記の再資源化施設等への搬出を見込んでいる。これは、他の施設へ搬出を妨げるものではないが搬出先を変更する場合は理由を付して協議を行うこと。再資源化施設業者等と書面による委託契約を行うとともに、運搬車両ごとにマニフェストを発行するものとする。

なお、再資源化施設へ搬出が完了したときは、書面により報告すること。

(施設の名称・受入れ費用)

コンクリート塊 _____市_____地内の_____
(運搬距離_____km)、費用 1 t 当り _____円 (税抜き)

建設発生木材 _____市_____地内の_____
(運搬距離_____km)、費用 1 t 当り _____円 (税抜き)

その他() _____市_____地内の_____
(運搬距離_____km)、費用 1 t 当り _____円 (税抜き)

その他() _____市_____地内の_____
(運搬距離_____km)、費用 1 t 当り _____円 (税抜き)

(受入れ時間帯) 8時～17時(平日)

(受入れ条件) ア 路盤材、土砂、金属片等が混入していないこと。

イ コンクリート塊、アスファルト塊の径は500mm以下であること。

ウ 建設発生木材に関しては、泥等の付着がなく、径_____cm以下、長さ_____m以下であること。

エ 2次災害発生の恐れのある物質(廃油等)を含まないこと。

③(他工事等流用)

[Co塊・ _____] は、_____市・町・村_____地内_____工事現場に運搬(片道運搬距離_____km)するものとする。

④(最終処理等)

_____については、_____市_____地内の産業廃棄物処理場への搬出(片道運搬距離_____km)を想定し、その費用として1m³当り_____円(税抜き)を見込んでいる。

これは、他の施設へ搬出を妨げるものではないが、搬出先を変更する場合は協議を行うこと。

⑤(産業廃棄物の処理に係る税)

産業廃棄物の処理に係る税に相当する額を、_____円(税抜き)見込んでいる。

⑥(木材市場等へ売却)

建設発生木材は_____市・町・村_____地内の_____への搬出(片道運搬距離_____km)を想定し_____円(税抜き)を見込んでいる。これは、他の木材市場等への売却を妨げるものではないが、売却先を変更する場合の理由を付して協議すること。

⑦(伐木工歩掛及び参考数量)

伐木工は伐木工歩掛(令和元年10月15日付第201900175199号鳥取県県土整備部技術企画課長通知)による。また伐採工計算書に基づき参考数量として算出しているので、実績について見積もり等により監督員に協議を行うこと。

⑧(建設発生木材の出来形数量)

建設発生木材の運搬量、搬出量は出来形数量に応じて設計変更を行う。そのため、次のとおり数量管理を行うこと。

工 種	項 目	規 格	摘 要
建設発生木材運搬量	現場において運搬車の計測を行うこと。 平均的な1断面を計測。計測に当たっては、頂部に最低2箇所の折れ点を設けること。 断面積に荷台の延長を乗じて体積を算定する。	運搬車全数の測定を行うこと。また、10台に1台の割合で写真管理を行うこと。 ただし、搬出台数が10台に満たない場合は、2台以上写真管理を行うこと。 なお、マニフェストで運搬量(体積(空m ³))が確認出来る場合は、計測、写真管理は不要とする。	
建設発生木材搬出量	マニフェスト又は伝票管理を行うこと。	運搬車全数の管理を行うこと。	伝票は処分業者が発行したものでなければならない。

⑨(マニフェスト)

産業廃棄物の運搬又は処分を他人に委託するときは、廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づきマニフェストを作成すること。ただし、一般廃棄物や有価物は不要である。

現場説明書

4

建設副産物の使用	①—(建設発生土の使用)— _____ 工事から〔本工事運搬・相手方運搬〕の建設発生土を受入れ、使用箇所：_____に使用する。 ②—(再生資材の使用)— ア Co雑割材は、_____ 工事から運搬し、使用箇所：_____に使用する。 イ アスファルト・コンクリート切削殻等は、_____ 工事から運搬し、使用箇所：_____に使用する。 ウ 再生クラッシャーラン〔規格：RC- _____〕は、使用箇所：_____に使用する。 エ 再生コンクリート砂〔規格：RS- _____〕は、使用箇所：_____に使用する。 オ 再生加熱アスファルト混合物〔規格：_____〕は、使用箇所：_____に使用する。 カ その他再生資材〔資材名：_____〕〔規格：_____〕は、使用箇所：_____に使用する。 キ 本工事において、再生クラッシャーランの使用は上記ウに記載のものを想定している。当該碎石について、受注者が再生資源化施設側と供給状況等について協議し、再資源化施設側から書面により供給の確保ができない旨の回答があった場合には、他の再生碎石を使用することとし、設計変更の対象とする。その上で他の再生碎石の確保も難しいと判断された場合には、新材を使用することとし、設計変更の対象とする。 ク 本工事において、粒度調整碎石の使用は新材を想定している。ただし、受注者が再生材の使用を希望する場合には、受注者において供給状況を確認し、再生材の使用について協議することとし、設計変更の対象とする。
工事用道路	①—(農地の一時転用について)— 本工事を施工するために必要な仮設道路等を農地に設置する目的で、受注者が農地を借地する場合は、事前に鳥取市農業委員会と協議を行い、農地法第5条第1項に基づく農地一時転用の許可を得ること。 【令和5年4月1日時点で、前工事等の請負業者が一時転用している農地を継続して利用する場合は、以下も記載する。(該当がなければ記載を削除)】 受注者は、前工事等の請負業者が農地一時転用している農地を継続して利用する場合、速やかに変更報告書を作成の上、鳥取市農業委員会へ提出し、工事完了後はその旨を連絡すること。 ②—(農地の賃貸借)— ア _____の用途に使用するため、鳥取市_____番地を賃貸借すること。 イ 土地賃貸借契約書に「鳥取市との建設工事請負契約に基づき、土地の賃貸権は鳥取市が有することとし、原状復旧の責は鳥取市が負い、受注者がその任に当たるものとする。」を明記すること。 ウ 賃貸人に賃貸借料を支払うこと。 エ 工事完了後、速やかに農地の原状に復旧すること。 オ イにより契約した地番における、農地一時転用許可は不要である。
仮設備	
その他	①—(自社施工)— 本工事においては、_____ (※ _____ 工 (_____ 工を除く) のうち少なくとも _____ 千円までの部分は、鳥取県県土整備部自社施工対象工事適正実施要領(平成22年7月12日付第201000057710号県土整備部長通知)に定めるところにより自社施工しなければならない。 ※該当する細別(レベル4)を記載する。 ② (工事名称) 工事標示板に記載する名称は、<u>若葉台No.3配水池屋上防水改修工事</u>とする。 なお、工事標示板には、原則として県産木材を使用すること。また、その他の保安施設等についても積極的に県産木材を使用すること。 ③ (監督体制) 本工事の監督体制は(一般・重点)監督とする。 重点監督の工種は _____ とし、その他の工種は一般監督とする。 なお、鳥取市建設工事低入札価格調査制度対象工事となった場合は、別途通知する。 ④—(三者協議)— 本工事は、 _____ 工事であり、工事着工までに、施工条件及び施工の留意点等を確認するため、発注者並びに当該工事の測量等業務受注者及び施工受注者の三者で協議するものとする。(重点監督工事等に適用) ⑤—(技能士常駐)— 本工事には、下記のとおり鳥取県土木工事共通仕様書特記事項に基づく技能士常駐対象工種が含まれており、該当工種の作業期間は、技能士が工事現場に常駐しなければならない。 ア 技能士種別： _____ 技能士、該当工種： _____ 工、特記事項根拠： _____ 頁 イ 技能士種別： _____ 技能士、該当工種： _____ 工、特記事項根拠： _____ 頁 ウ 技能士種別： _____ 技能士、該当工種： _____ 工、特記事項根拠： _____ 頁

⑥（寒中コンクリート）

本工事は、寒中コンクリートとして施工を行わなければならない期間があるので、適正に実施すること。なお、寒中コンクリートの養生費用については、「寒中コンクリートの養生費用について」（平成23年12月7日付第201100123529号県土整備部長通知）に基づいて処理することとし、設計変更の対象とする。

⑦（実施単価全面改定時の適用単価）

実施単価全面改定後に指名通知を行う工事は最新単価を適用することとしているが、本工事は旧単価において積算を行っているため、契約締結後には速やかに最新単価に基づく変更契約を行う。

⑧（設計業務の委託者）

本工事の設計業務は_____が行っている。

⑨（建設機械の賃料の採用単価）

ア 建設機械の賃料について、ラフテレーンクレーン及び高所作業車以外の建設機械は長期割引単価を標準としている。

通常単価を採用した建設機械〔無し・有り（_____）〕

イ ラフテレーンクレーン及び高所作業車について、1ヶ月以上の長期利用に当たるものは長期割引単価を採用し、1ヶ月未満の利用に当たるものは通常単価を採用している。

本工事の_____工で使用を想定しているラフテレーンクレーン（規格_____t吊）の採用単価は、（通常単価・長期割引単価）（建設物価_____月号_____頁）を採用し、本工事の_____工で使用を想定している高所作業車（規格_____t吊）の採用単価は、（通常単価・長期割引単価）（建設物価_____月号_____頁）を採用している。

⑩（現場環境改善）

本工事は、現場環境改善（率計上分）実施対象工事と〔する・しない〕。

下表の内容のうち原則として各費目（仮設備関係、営繕関係、安全関係及び地域連携）ごとに1実施内容ずつ（いずれか1項目のみ2実施内容）の合計5つの実施内容を実施すること。港湾及び漁港事業は、項目に防災・危機管理関係を含めることができる。

実施に当たっては、施工計画書に実施内容及び実施時期を記載し、実施後に監督員に写真等を提出すること。

地域の状況・工事内容により組み合わせ、費目数及び実施内容を変更する場合は、原則として設計変更は行わないが、その内容（目的に資するものであること）について監督員の確認を受けること。

1 内容も実施困難な場合は、監督員と協議の上、設計変更により率計上は行わない。

また、主に現場の施設や設備に対する熱中症対策・防寒対策に関する費用については、率分の計上ではなく、契約変更時に対策の妥当性を確認の上、積み上げ計上を行う。施設・設備の種類や規模及び設置期間については、監督員と協議の上、決定する。

計上費目	実施内容
仮設備関係	1. 用水・電力等の供給設備, 2. 緑化・花壇 3. ライトアップ施設, 4. 見学路及び椅子の設置 5. 昇降設備の充実, 6. 環境負荷の低減
営繕関係	1. 現場事務所の快適化（女性用更衣室の設置を含む） 2. 労働者宿舎の快適化 3. デザインボックス（交通誘警備員待機室） 4. 現場休憩所の快適化 5. 健康関連設備及び厚生施設の充実等
安全関係	1. 工事標識・照明・安全具等安全施設のイメージアップ（電光式標識等） 2. 盗難防止対策（警報機等）
地域連携	1. 完成予想図, 2. 工法説明図, 3. 工事工程表 4. デザイン工事看板（各工事PR看板含む） 5. 見学会等の開催（イベント等の実施含む） 6. 見学所（インフォメーションセンター）の設置及び管理運営 7. パンフレット・工法説明ビデオ 8. 地域対策費等（地域行事等の経費を含む）, 9. 社会貢献
防災・危機管理関係 （港湾・漁港事業）	1. 防災訓練（地震・台風等の自然災害に対する訓練）

⑪（熱中症対策）

熱中症対策について <https://www.pref.tottori.lg.jp/291941.htm> に掲載の熱中症予防対策資料を参考に熱中症予防対策を実施すること。また、気象庁から高温注意報（最高気温 35℃以上が予想される場合）が発表された日においては、作業の中断、作業時間の短縮を行うか、十分な水分、塩分の摂取のほか休憩場所の整備及び十分な休憩時間を確保するなどの熱中症予防対策を確実に実施したうえで作業を行うこと。

⑫（現場管理費補正）

本工事は、熱中症対策に資する現場管理費補正の対象工事と〔する・しない〕。
熱中症対策に資する現場管理費補正の適用を希望する場合は、
<https://www.pref.tottori.lg.jp/285759.htm>（治山工事、林道工事の場合は
<https://www.pref.tottori.lg.jp/318163.htm>）に掲載の熱中症対策に資する現場管理費補正の試行要領に基づき、工事着手前に提出する施工計画書に、工事期間中における気温の計測方法及び計測結果の報告方法を記載すること。計測結果は施工計画書に基づき、計測結果の資料を工期末の14日前までに提出すること。

⑬（日本芝生産地への配慮）

日本芝の生産に配慮した植生工について（令和2年2月27日付第201900299342号県土整備部長通知）（<https://www.pref.tottori.lg.jp/290178.htm>）に基づき、日本芝を生産するほ場と、その前後も含めたほ場に隣接する法面においては、植生工にバミューダグラスの使用を禁止する。
ア 〔張芝工・筋芝工〕は、日本芝の〔野芝・高麗芝〕を使用すること。
イ 〔植生基材吹付工・客土吹付工・種子散布工・枠内吹付工〕に使用する種子に「バミューダグラス」は使用しないこと。配合種子は監督員と協議のうえ決定すること。
ウ 〔わら芝工・植生シート工・植生マット工〕に使用する種子に「バミューダグラス」は使用しないこと。バミューダグラスの代替えの種子として〇〇を使用し、材料費として1m²当り 円を見込んでいる。

⑭（ICT活用工事〔受注者希望型(LightICTを含む)〕）

本工事は、受注者希望型(LightICTを含む)の対象工事である。ICTの活用を希望する場合は、最新の「ICT活用工事特記仕様書（受注者希望型）」によること。
仕様書の改定状況は <https://www.pref.tottori.lg.jp/269460.htm> を参照すること。

その他 ⑮（土石流の発生・到達するおそれのある現場での工事）

本工事は、労働安全衛生規則第2編第12章「土石流による危険の防止」に定める、土石流が発生する恐れのある現場において行う工事である。
安全対策について、<https://www.pref.tottori.lg.jp/295476.htm> に掲載の「土石流の発生・到達するおそれのある現場での工事における安全対策について」に基づいて実施すること。

⑯（掲示板の設置）

本工事は「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」に基づく工事であり、標示板の工事種類について「国土強靱化対策工事（5か年加速化対策）」と標記すること。標示板の記載及び記載内容については、道路・河川工事現場における標示施設の設置の徹底について（令和3年6月1日付け 国土交通省大臣官房技術調査課 建設システム管理企画室長 事務連絡）を参考にすること。

⑰（下請関係の適正化）

下請関係の適正化については、<https://www.water.tottori.tottori.jp/1833.htm> を参照の上労働者の福祉向上に務めること。

⑱（快適トイレの試行）

1. 内容

受注者は、現場に以下の(1)～(11)の仕様を満たす快適トイレを設置することを原則とする。
(12)～(17)については、満たしていればより快適に使用出来ると思われる項目であり、必須ではない。

【快適トイレに求める機能】

- (1) 洋式便器
- (2) 水洗及び簡易水洗機能（し尿処理装置付き含む）
- (3) 臭い逆流防止機能
- (4) 容易に開かない施錠機能
- (5) 照明設備
- (6) 衣類掛け等のフック、又は、荷物の置ける棚等（耐荷重を5kg以上とする）

【付属品として備えるもの】

- (7) 現場に男女がいる場合に男女別の明確な表示
- (8) 周囲からトイレの入口が直接見えない工夫
- (9) サニタリーボックス（女性用トイレに必ず設置）
- (10) 鏡と手洗器
- (11) 便座除菌クリーナー等の衛生用品

【推奨する仕様、付属品】

- (12) 室内寸法900×900mm以上（面積ではない）
- (13) 擬音装置（機能を含む）
- (14) 着替え台
- (15) 臭気対策機能の多重化

- (16) 室内温度の調整が可能な設備
(17) 小物置き場（トイレトペーパー予備置き場等）
2. 快適トイレに要する費用
快適トイレに要する費用については、当初は計上していない。
受注者は、上記 1 の内容を満たす快適トイレであることを示す書類を添付し、規格・基数等の詳細について監督員と協議することとし、精算変更時において、見積書を提出するものとする。
【快適トイレに求める機能】(1)～(6)及び【付属品として備えるもの】(7)～(11)の費用については、従来品相当を差し引いた後、51,000 円/基・月を上限に設計変更の対象とする。
なお、設計変更数量の上限は、男女別で各 1 基ずつ 2 基/工事（施工箇所）※までとする。
また、運搬・設置費は共通仮設費（率）に含むものとし、2 基/工事（施工箇所）※より多く設置する場合や積算上限額を超える費用については、現場環境改善費(率)を想定しており、別途計上は行わない。
※「施工箇所が点在する工事の積算」適用工事や施工延長が長いなどのトイレを施工箇所に応じて複数設置する必要性が認められる工事については、「工事」を「施工箇所」に読み替え、個々の施工箇所で計上できるものとする。
3. その他
快適トイレの手配が困難の場合は、監督員と協議の上、試行の対象外とする。

⑱衛生管理

水道施設構内での作業に当たっては水道法等関係法令を遵守し、衛生管理に努めること。
なお、本工事の作業従事者は水道法第21条に基づく健康診断（細菌検査）を医療機関等において実施し、その結果を提出すること。

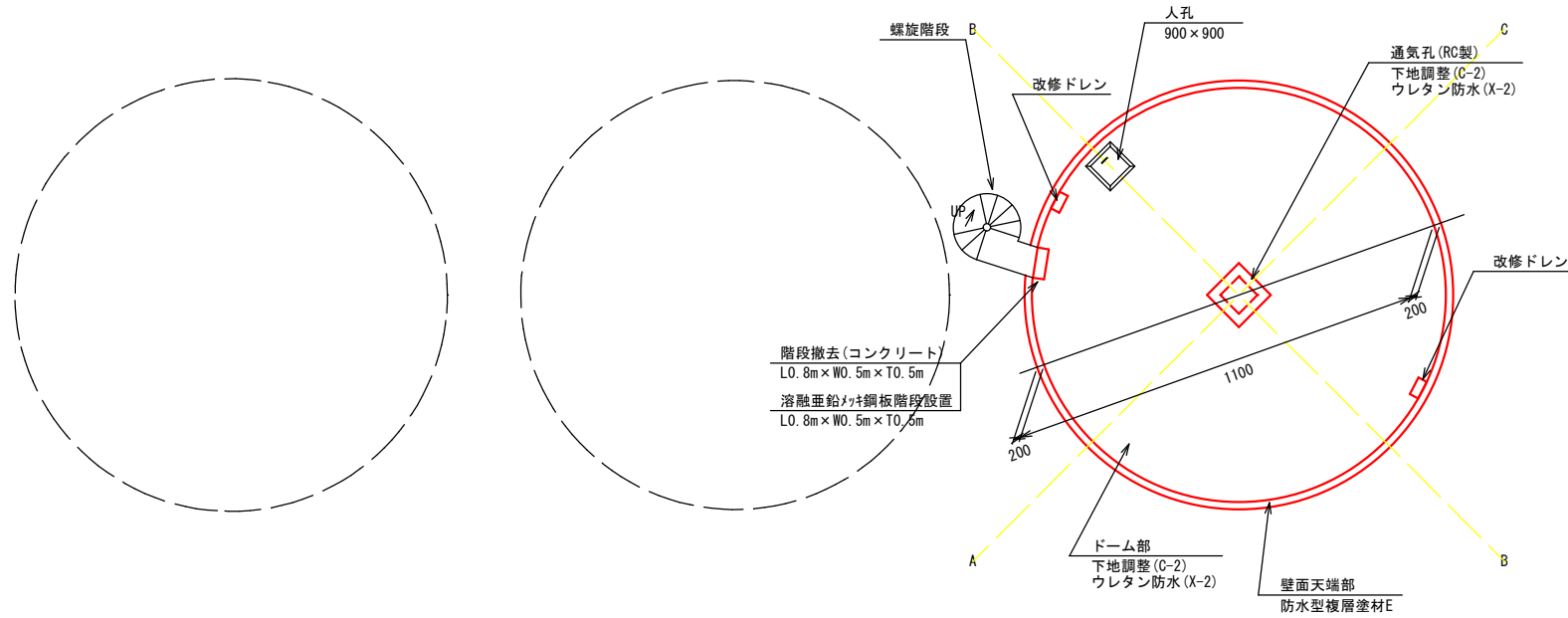
そ
の
他

位置図

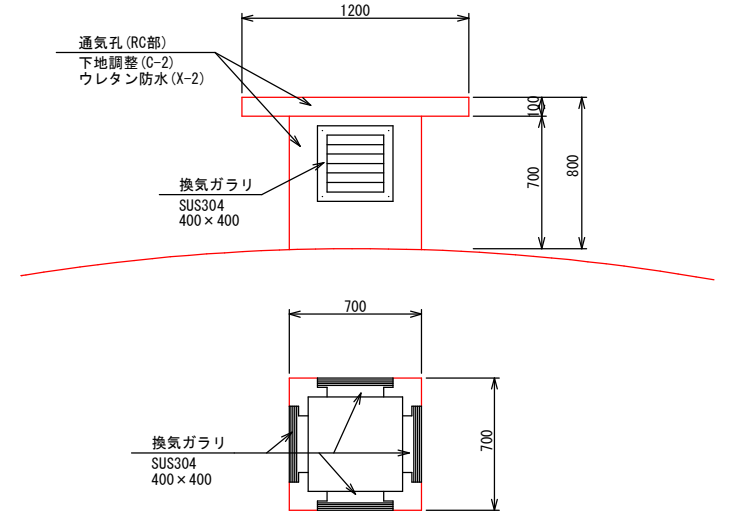


工 事 名	若葉台No. 3配水池屋上防水改修工事		
位 置	鳥取市 香取 地内		
図 名	位置図		
縮 尺	1 : 2000	図面Size	A3
単 位	—	図 号	1 / 2
施工年度	令和 7 年 度		
鳥取市水道局			

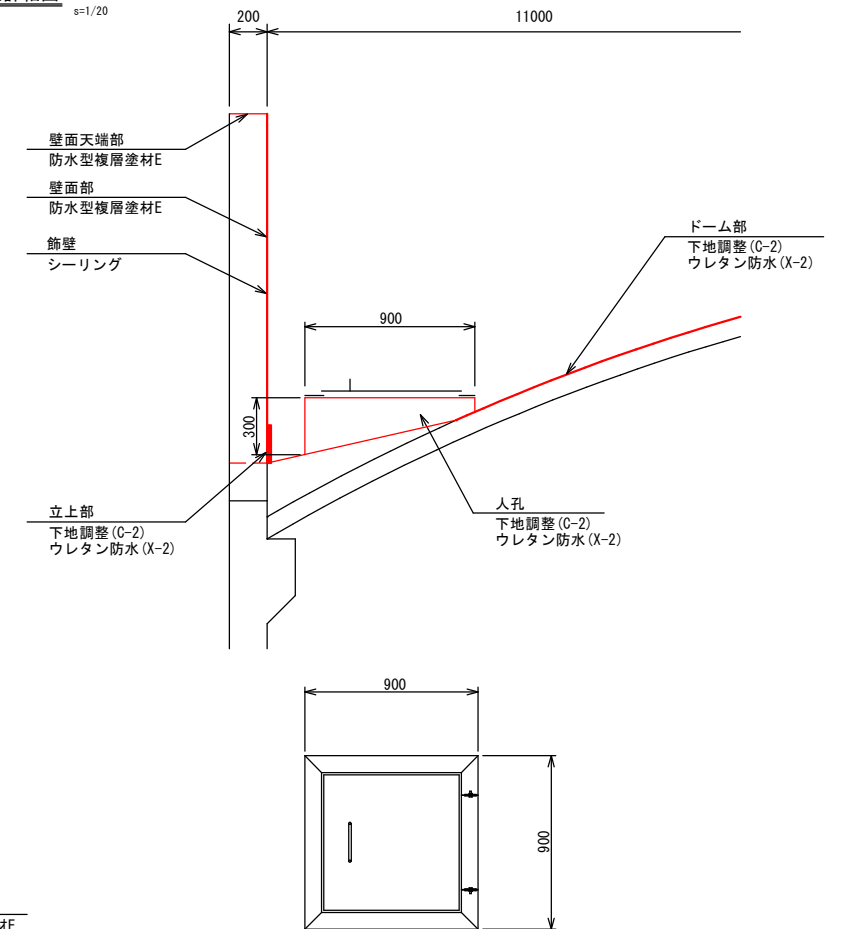
平面図
s=1/100



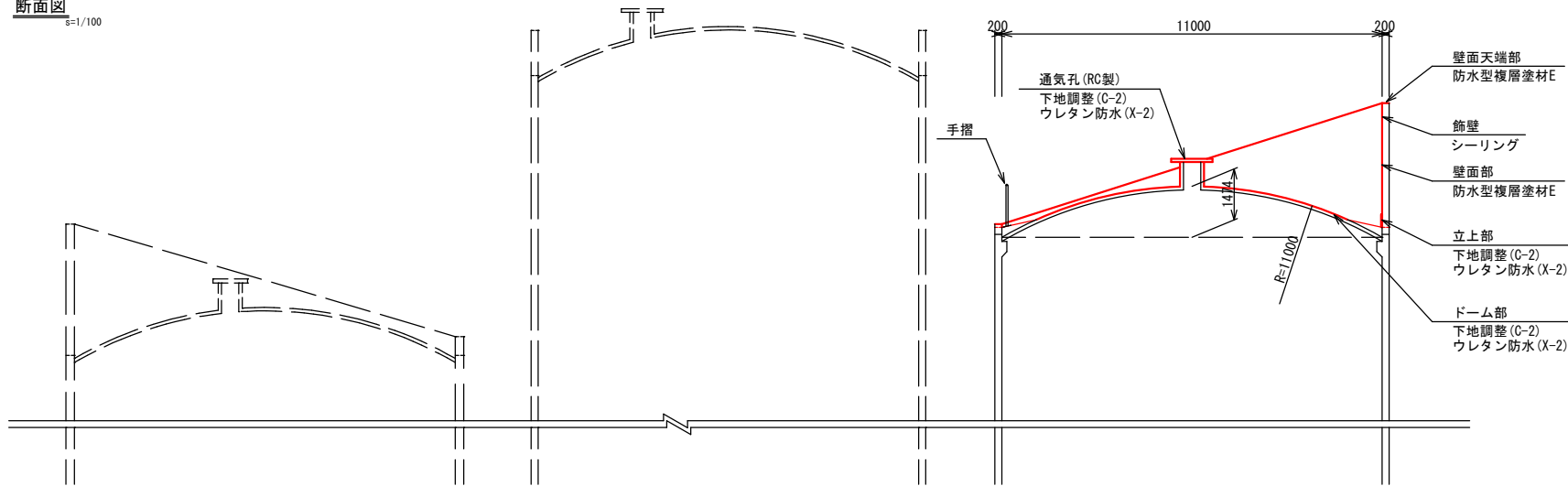
通気孔詳細図
s=1/20



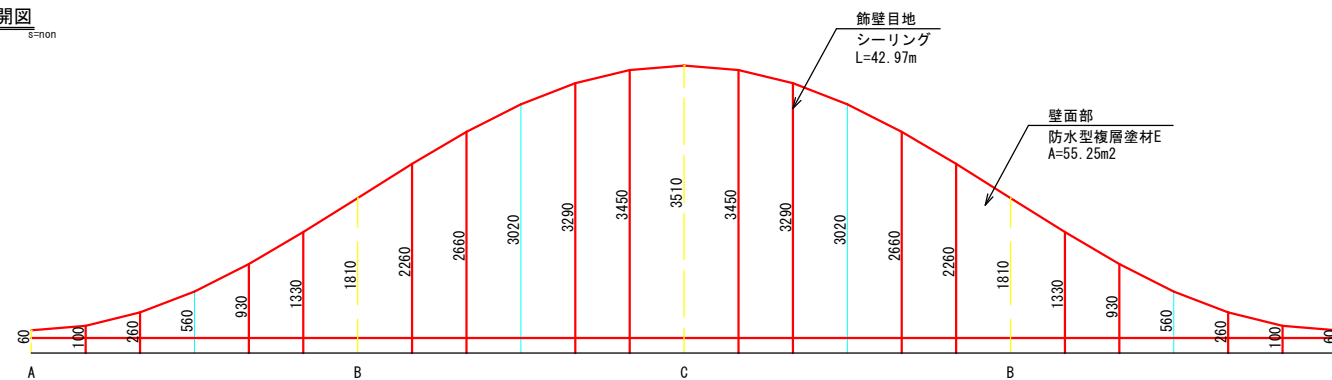
人孔詳細図
s=1/20



断面図
s=1/100



飾壁展開図
s=non



起工設計書			
工 事 名	若葉台No.3配水池屋上防水改修工事		
位 置	鳥 取 市 香 取 地 内		
図 名	平 面 図 ・ 断 面 図		
縮 尺	図 示	図面Size	A1
単 位	m, mm	図 号	2 / 2
施工年度	令 和 7 年 度		
鳥取市水道局			

若葉台 No.3 配水池屋上防水改修工事

積算参考資料

工事名:若葉台NO.3配水池屋上防水改修工事

[illegible]